

【地域活性化雇用創造プロジェクト事業】 オホーツク地域人材確保推進事業委託業務 実施要領

1 委託業務名

オホーツク地域人材確保推進事業委託業務

2 委託業務の目的

人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が懸念される中、オホーツク地域においては、札幌圏など都市部への若年者の流出が多く見られ、地域における人材の確保や定着促進は、事業者にとって重要な課題。

こうした状況を踏まえ、地域における有効求人倍率が改善傾向にある一方で、各業種における人手不足の状況が続いており、雇用のミスマッチが生じていることから、良質で安定的な正社員雇用の創出・定着を図るため、若年者や女性、高齢者など多様な人材の就業に向け、円滑かつ安定的な人材確保につながる取組を実施する。

3 業務の内容

(1) 企業訪問・見学会及び個別相談会の開催

求職者と企業のミスマッチを解消するため、求職者による企業訪問・見学会を実施するとともに、希望者に対し、個別相談を実施する。

・実施地域：3地域（北見、網走、紋別の各ハローワーク管内で各1回）

・対象企業：人手不足産業分野の中小企業

農・林業、建設業、製造業(水産加工業)、運輸業・郵便業、卸売・小売業 等

※「日本標準産業分類」の大分類

・実施形態：対面開催

(2) 報告書の作成

上記（1）の業務に係る成果報告書を作成する。

（提出部数）

・紙媒体（A4判）：10部

・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めてください。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とする必要があります。

また、本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意してください。

4 成果目標

- (1) アウトプット：事業に参加する企業数 9社
事業に参加する若年者や女性、高齢者等の求職者数 延べ30人
- (2) アウトカム：良質な雇用による正社員就職者等 2人以上

※良質な雇用による正社員就職者等

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とします。具体的には、次のアのいずれかに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの良質な雇用の基準を新たに満たすこととなった者の数とします。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとします。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとします。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員(次のaからdまでのいずれも満たす者に限る。以下同じ。)として雇用された者(正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。)

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。)として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所

定労働時間が同等であること。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員(正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。)

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律76号)第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。)第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇(正社員待遇)が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者((ア)に定める正社員でない者のうち、次のaからeまでのいずれも満たす者をいう。以下同じ。)として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者(当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る)

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が202,500円以上であること。

b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

a 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された額を上回っていること。

$202,500円 \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$20時間 \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

5 企画提案者の参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有する者をその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)

第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コ
ンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

6 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日まで

7 予算上限額

2,350千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の一部中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。